

**鹿児島市行政評価
平成30年度 外部評価報告書**

平成30年10月

鹿児島市行政改革推進委員会

目 次

1	はじめに	1
2	鹿児島市行政改革推進委員会	2
	(1) 開催状況	2
	(2) 委員名簿（50音順）	3
3	評価の方法	4
	(1) 評価の対象	4
	(2) 評価対象事業の選定	4～5
	(3) 評価の進め方	6
	(4) 評価区分	6
	(5) 意見集約	6
4	評価の結果	7
	(1) 総評	8～9
	(2) 評価結果のフォローアップ	9
	(3) 個別評価シート	10～22
	【参考資料】	
	・鹿児島市行政改革推進委員会設置要綱	23

1 はじめに

鹿児島市では、総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図るため、行政評価を行ってきた。また、評価に当たっては、客観性及び透明性を高めるため、平成18年度からは内部評価に加えて外部評価を行っているところである。

今年度の事務事業評価は、第五次鹿児島市総合計画後期基本計画に掲げる全24基本施策のうちから14基本施策を対象とし、85事業の中から13事業を外部評価の対象として選定し、事業実施課へのヒアリングを行うなど、昨年度に引き続き、精力的に評価作業に取り組んだところである。

この外部評価報告書が、鹿児島市の施策や事務事業の成果向上、行財政運営の効率性、透明性の向上に寄与することを願い、報告するものである。

2 鹿児島市行政改革推進委員会

(1) 開催状況

評価にあたっては、全4回の会議を行った。その内容等は次のとおりである。

会議	開催期日	会議内容
第1回	平成30年 6月28日 (木)	(1) 行政評価の概要について (2) 外部評価の進め方について (3) 30年度の行政評価対象事業について
第2回	A班 平成30年 8月 1日 (水)	(1) 評価対象事業の確認について (2) 事業実施課へのヒアリング等について
	B班 平成30年 8月 3日 (金)	
第3回	A班 平成30年 8月27日 (月)	(1) 評価についての協議
	B班 平成30年 8月27日 (月)	
第4回	平成30年 9月10日 (月)	(1) 報告書のまとめ

※ 第2回・第3回は2班に分かれて開催

(2) 委員名簿（50音順）

役職	氏名	所属等
会長	石塚 孔 信	鹿児島大学法文学部教授
副会長	志賀 玲 子	志学館大学法学部准教授
委員	猪鹿 月 弘 行	日本労働組合総連合会 鹿児島県連合会会長代行
委員	川邊 佳 乃	t a u w o r k s 代表
委員	瀧川 憲 洋	公 募 委 員
委員	玉川 浩 一 郎	セイカ食品(株)代表取締役社長
委員	年 永 隆 一	鹿児島市医師会理事
委員	中村 航 洋	(株)日本政策投資銀行南九州支店長
委員	東川 美 和	特定非営利活動法人まちづくり地域 フォーラム・かごしま探検の会事務局長
委員	前原 み どり	公 募 委 員

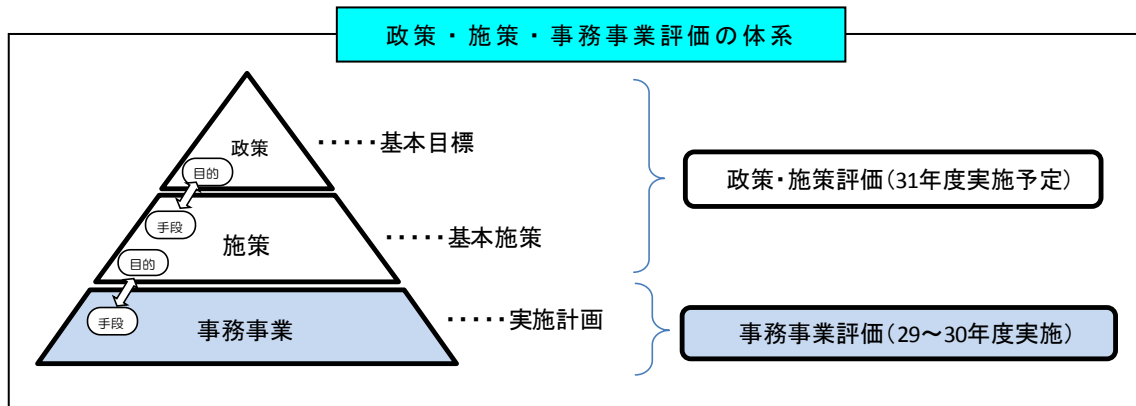
3 評価の方法

(1) 評価の対象

第五次鹿児島市総合計画後期基本計画に基づく第4期実施計画（平成30年度～32年度）に掲載されている事務事業を対象に評価を行った。

【参考：行政評価のスケジュール（実施年度）】

平成29年度及び30年度に事務事業評価を行い、31年度に政策・施策評価を行う予定である。



(2) 評価対象事業の選定

平成30年度の推進委員会の評価対象とする事務事業については、30年度行政評価の対象である14基本施策の85事業について市から概要説明を受けた後、各委員から評価の対象としたい事業を選出してもらい、これをもとに当委員会として13事業を選定した。

【参考：事務事業評価の実施方針】

1 事務事業評価の対象事業

- (1) 第五次鹿児島市総合計画後期基本計画の単位施策ごとに第4期実施計画に掲載された事務事業から重要性・優先性の高い事業（2事業程度）
- (2) (1)の事業のほかに、各局又は行政評価部会において評価対象とする事業
- (3) 以下の事業は対象外とする。
 - ① 新規・拡充事業
 - ② 本市に裁量の余地がない事業
 - ③ 予算を伴わない事業
 - ④ 教育委員会の事業（独自に「教育委員会活動の点検・評価」を実施しているため）

2 平成30年度の評価対象分野

第五次鹿児島市総合計画後期基本計画に掲げる基本施策を29年度と30年度の2か年に振り分けて実施した。

30年度に対象とした基本施策は次のとおり。

〈評価計画（29～30年度）〉

第五次鹿児島市総合計画後期基本計画

基本目標		29年度	30年度
基本施策			
1	市民と行政が拓く 協働と連携のまち		
	1 地域社会を支える協働・連携の推進	○	
	2 自主的・自立的な行財政運営の推進	○	
2	水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち		
	1 低炭素社会の構築		○
	2 循環型社会の構築	○	
	3 うるおい空間の創出		○
	4 生活環境の向上	○	
3	人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち		
	1 地域特性を生かした観光・交流の推進		○
	2 中心市街地の活性化		○
	3 地域産業の振興	○	
	4 農林水産業の振興		○
4	健やかに暮らせる 安全で安心なまち		
	1 少子化対策・子育て支援の推進	○	
	2 高齢化対策の推進		○
	3 きめ細かな福祉の充実		○
	4 健康・医療の充実	○	
	5 生活の安全性の向上	○	
	6 総合的な危機管理・防災力の充実		○
5	学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち		
	1 学校教育の充実		○
	2 生涯学習の充実		○
	3 市民文化の創造		○
	4 スポーツ・レクリエーションの振興		○
	5 人権尊重社会の形成		○
6	市民生活を支える 機能性の高い快適なまち		
	1 機能性の高い都市空間の形成		○
	2 快適生活の基盤づくり	○	
	3 市民活動を支える交通環境の充実	○	

(3) 評価の進め方

各事業の事業実施課に評価資料をもとにヒアリングを行い、必要性、有効性、効率性、公平性といった視点から事業をチェックし、評価を行った。

評価の視点	内 容
必要性	事業の必要性は高まっているか、市以外に実施主体はないか
有効性	指標の達成度や成果向上への見直し等は妥当か
効率性	事業手法、事業の統合、コスト縮減の工夫は妥当か
公平性	受益者負担は適切か

(4) 評価区分

評価区分は、内部評価と同様に次のとおりとした。

評価区分	内 容
A 継続	継続して事業を実施（改善点等は事業を実施するにあたって留意すべき点等を付記）
B 見直し	事業の実施方法等を見直すべき
C 統合	事業を統合すべき
D 縮小	事業規模を縮小すべき
E 休止	制度は必要だが、事業を休止すべき
F 廃止	制度自体を廃止すべき
G 終了	事業の終期に合わせて、終了すべき

(5) 意見集約

ヒアリング実施後、評価資料及びヒアリングの結果を踏まえ、各委員が評価し、内容について協議後、当委員会としての意見を集約した。

集約した意見に盛り込んでいない事柄で、特に市へ伝えるべきと判断したものについては、欄外に【参考意見】として付記した。

4 評価の結果

No.	事務事業名	評価
1	電気自動車普及促進事業	B 見直し
2	環境対応車普及促進対策補助事業	B 見直し
3	電動アシスト自転車普及促進事業	F 廃止
4	環境管理事業所サポート事業	B 見直し
5	観光印刷物等活用宣伝事業	A 継続
6	“世界を視野に”外国人観光客誘致宣伝事業	A 継続
7	かごしまソフトバレーボール大会の開催	B 見直し
8	ぐるっとかごしまスタンプラリー事業	A 継続
9	特定健康診査・特定保健指導事業	B 見直し
10	近代文学館・メルヘン館管理運営事業	B 見直し
11	ビーチバレーボール大会の開催	B 見直し
12	サンエールフェスタの開催	B 見直し
13	地域景観掘り起こし事業	A 継続

A：継続 4事業
 B：見直し 8事業
 F：廃止 1事業

(1) 総評

13事業を対象に評価を行ったが、共通する特に重要な意見・内容を次の5項目にまとめた。

これらのことについては、今回の評価対象事業だけでなく、全ての事業に共通する課題であると考えられることから、今後の事業の実施にあたっては、常に留意し、改善に取り組んでいただきたい。

① 市民ニーズの的確な把握と社会情勢の変化に応じた事業の見直し

事業開始時から時間の経過とともに、生活スタイルの変化や技術革新による新たな媒体の登場、普及拡大に伴う価格低下など、事業を取り巻く環境や市民ニーズは常に変化している。

このため、市民ニーズや社会情勢の変化を的確に把握し、事業に反映させていくことが求められている。

時流に乗り、時代に取り残されることのないよう、他都市の成功事例などの情報収集や状況分析を適宜行い、新たな市民サービスに対応する一方、必要性の低下した事業は廃止・縮小するなど、適切な事業運営に努めていただきたい。

② 効果的な広報周知

制度の利用者やイベントへの参加者が低迷している事業が見られる。

広報周知策が十分でないと考えられる面もあり、対象者のニーズや興味に見合った広報媒体や時期の選定、内容の工夫等に努めていただきたい。

③ 関係機関・団体等との連携

スポーツ大会などの各種イベントや展覧会開催、市民への受診案内や観光における回遊性向上の取組では、より多くの市民参加やサービス向上につながるよう、関係機関・団体・企業、庁内関係部署と連携を強化し、効果的な事業の推進に努めていただきたい。

④ 事業目的・意義の共有

イベントや事業の実施にあたり、実行委員会などの主催者や共同開催者、事業参加者に事業の目的や意義が十分に共有されていない、または伝わっていないと思われる事業が見られた。

事業実施にあたっては、事業の目的や意義について、共通理解をしっかりと図りながら取り組むよう努めていただきたい。

⑤ 適切な指標の設定

成果指標については、指標の選定が困難な事業もあると思われるが、アンケートで満足度を調査するなど、事業を適切に評価できる指標の設定に努めていただきたい。

(2) 評価結果のフォローアップ

事業実施課においては、本報告書の評価内容の趣旨を踏まえ、成果向上に向けた改善に積極的に取り組んでいただきたい。

当委員会では、評価結果や委員会の意見等を踏まえた取組の状況について把握する責務があり、今後も市から進捗状況の報告を受けるなど確認を行っていききたい。

(3) 個別評価シート

No.	事務事業名	事業実施課
1	電気自動車普及促進事業	環境局 再生可能エネルギー推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成21年度</p> <p>【概要】 自動車使用に伴う温室効果ガス排出の削減を図るため、電気自動車を購入する市民、法人に対して助成する。</p> <p>【対象者】 市民、市内事業者(法人)</p> <p>【具体的な活動内容】 ・補助金交付事務 ・補助制度の周知広報等</p>	
評価内容	<p>自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減のために必要な事業であるが、電気自動車の購入に係る市の補助の効果が不明である。</p> <p>また、電気自動車の普及促進が進むためには、充電スタンド等のインフラ整備が必要であることや国も同様の補助を行っていることから、市の補助のあり方について見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>広く電気自動車の普及を図るためには、充電スタンドなどの増加が必要であるため、自動車の購入補助から充電スタンドに対する補助へ変更するなど、助成内容を見直すべきである。</p>	<p>B 見直し</p>

No.	事務事業名	事業実施課
2	環境対応車普及促進対策補助事業	環境局 再生可能エネルギー推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成18年度</p> <p>【概要】 自動車使用に伴う温室効果ガス排出の削減を図るため、環境対応車(天然ガストラック、ハイブリッドトラック)を導入する事業者に対して助成する。</p> <p>【対象者】 市内事業者(法人・個人事業者)</p> <p>【具体的な活動内容】 ・補助金交付事務 ・補助制度の周知広報等</p>	
評価内容	<p>市内事業者による環境対応車の導入推進を図るために必要な事業であるが、実績台数が少なく、環境対応車の普及が促進されているとは判断しがたいことから、補助制度が効果的に利用されるよう見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>導入メリットをわかりやすく説明するなど、広報周知の方法について見直すべきである。</p> <p>先進的な他地域の状況を参考に補助の水準も含め、制度のあり方について検討すべきである。</p>	

【評価】

B 見直し

No.	事務事業名	事業実施課
3	電動アシスト自転車普及促進事業	環境局 再生可能エネルギー推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成21年度</p> <p>【概要】 自動車使用を抑制し、温室効果ガス排出の削減を図るため、電動アシスト自転車を購入する市民に対して助成する。</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】 ・補助金交付事務 ・補助制度の周知広報等</p>	
評価内容	<p>補助開始から10年が経過し、低価格帯の電動アシスト自転車も販売され、普及が進んでおり、事業の必要性が低下していることから、当事業は廃止すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>F 廃止</p>	

No.	事務事業名	事業実施課
4	環境管理事業所サポート事業	環境局 環境保全課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成26年度</p> <p>【概要】 環境管理事業所制度の普及・促進を図るため、LED照明等環境配慮設備を設置する環境管理事業所に対して助成する。</p> <p>【対象者】 環境管理事業所</p> <p>【具体的な活動内容】 環境管理事業所が、環境配慮設備(LED照明等)の設置を行う際に、設置費用の1/2以内(上限20万円)を助成する。</p>	
評価内容	<p>環境管理事業所制度は、環境負荷の低減及び環境問題への意識向上を図るために必要であるが、認定事業所数が目標値と乖離していることから、より利用しやすい制度となるよう見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>より効果的なものとなるよう、補助対象設備の拡充の検討や広報周知策を見直すべきである。</p> <p>環境管理は継続した取組が重要であり、認定した事業所の支援にも力を入れるべきである。</p>	
		<p>B 見直し</p>

No.	事務事業名	事業実施課
5	観光印刷物等活用宣伝事業	観光交流局 観光プロモーション課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和55年度</p> <p>【概要】 本市観光の振興を図るため、本市の認知度の向上、本市への観光動機の形成、または、実際に訪問した観光客への現地情報提供等の機能を持つ印刷物を活用する。</p> <p>【対象者】 観光客等</p> <p>【具体的な活動内容】 ・パンフレット等の増刷・発送等</p>	
評価内容	<p>宿泊観光客数も増えてきており、本市への観光動機の形成、観光客への情報提供に役立っており、観光の振興を図るために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>さらに見やすいマップの作成に努めるとともに、対象者のニーズに合うよう印刷物やSNS、HPの活用を組み合わせた効果的・効率的な事業実施に努めること。</p>	
		<p>A 継続</p>

No.	事務事業名	事業実施課
6	“世界を視野に”外国人観光客誘致宣伝事業	観光交流局 観光プロモーション課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成21年度</p> <p>【概要】 東アジア等からの観光客誘致を図るために、関係機関と連携を図りながら、効果的な誘致を行う。</p> <p>【対象者】 海外旅行会社、外国人観光客</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光プロモーション ・誘致セールス ・海外観光客誘致事業補助金 本市へ送客する海外旅行社へ1,000円/泊の補助を行う。(最大30万円) ・さきどり情報の発信 	
評価内容	<p>国際観光都市として、今後も伸びが予想される外国からの観光客増加に必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>旅行スタイルが多様化してきていることから、マーケティング分析を行う一方、九州内の他の自治体とも協力・連携し、回遊性を高めるための施策に取り組むなど、効果的な誘致活動に努めること。</p>	
		<p>A 継続</p>

No.	事務事業名	事業実施課
7	かごしまソフトバレーボール大会の開催	観光交流局 スポーツ課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成18年度</p> <p>【概要】 スポーツを通じた観光交流の促進及び生涯スポーツの推進を図るため、大会を実施している実行委員会へ補助金を交付する。</p> <p>【対象者】 かごしまソフトバレーボール大会実行委員会</p> <p>【具体的な内容】 年に2回、桜島と松元で開催されるソフトバレーボール大会を主管する大会実行委員会に対し、補助金を交付するもの。</p>	
評価内容	<p>大会参加者数が目標値に達していないほか、県外からの参加者数も少なく、観光交流の促進に効果的な事業と認められないが、地域間交流には一定の意義もあることから、事業のあり方を含めて取組内容や広報の方法等を見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>県内外からの参加者増やより効果的・効率的な運営のため、広報周知の方法や補助金額の見直し、協賛企業の確保など見直しを行うべきである。</p>	<p>B 見直し</p>

【参考意見】

県外参加者の増加による「観光交流の促進」という目的が達成できないのであれば、事業の目的を含めて再構築すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
8	ぐるっとかごしまスタンプラリー事業	市民局 各支所総務市民課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成19年度</p> <p>【概要】 地域の特性や魅力を有する施設及び地域行事等を広く市民に情報発信し、さらなる地域間交流及び地域振興を図るためスタンプラリーを実施する。</p> <p>【対象者】 市民及び観光客</p> <p>【具体的な活動内容】 ・7月1日～12月18日の期間中、市内43カ所をラリーポイントとしてスタンプ及び台紙を設置 ・押印したエリア数とスタンプ数に応じた入賞基準により抽選を行い、賞品を贈呈</p>	
評価内容	<p>スタンプラリーを通じて市内各地域の特性や魅力が情報発信され、訪問者数や応募者数も増加していることから、地域間交流及び地域振興を図るために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>地域間交流と地域振興など事業の目的を参加者にしっかりと周知するとともに、市内外から多くの方に参加していただくため、他の事業や団体と連携した取組や協賛企業への協力依頼、応募状況等の広報や新たな賞の企画など、工夫した取組に継続して努めること。</p>	
		<p>A 継続</p>

No.	事務事業名	事業実施課
9	特定健康診査・特定保健指導事業	市民局 国民健康保険課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成20年度</p> <p>【概要】 生活習慣病予防の徹底を図るため、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査及び保健指導を実施する。</p> <p>【対象者】 市国保に加入している40歳～74歳の被保険者</p> <p>【具体的な活動内容】 毎年新年度の保険証発送時に特定健診受診券を送付し、被保険者は、本市の委託する健診実施機関で健診を受診する。</p>	
評価内容	<p>生活習慣病を予防し、医療費の適正化を図るために必要な事業であるが、受診率や保健指導の実施率が低いことから、向上が図られるよう、広報周知等の対策を見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>40代、50代など受診率の低い対象者に対し、前回の受診歴や誕生日などを参考にした効果的な再案内や受診に対するインセンティブの充実を図るなど、関係機関とも連携し、受診率及び実施率の向上に取り組むべきである。</p>	<p>B 見直し</p>

No.	事務事業名	事業実施課
10	近代文学館・メルヘン館管理運営事業	市民局 文化振興課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成9年度</p> <p>【概要】 当該施設が本市の文学振興等を目的とした子どもから大人までの世代を対象とした教育文化施設であることを踏まえ、多くの市民に親しみを持って楽しく利用していただくため、施設の管理運営を行う。</p> <p>【対象者】 全市民および施設利用者</p> <p>【具体的な活動内容】 ・常設展示(年間6回程度展示入替えを実施) ・特別企画展・企画展の実施 ・各種イベント(講座、ワークショップ、おはなし会など)の実施</p>	
評価内容	<p>文学の振興及び文化の向上を図るために必要な事業であるが、観覧者数が減少傾向にあることから、展示やイベント内容の改善や広報周知の工夫など、見直しを行うべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>美術館など文化施設が多い立地条件を生かした特別企画展の開催や共通観覧券作成のほか、駐車場対策など、全国の事例を参考とした改善に取り組むべきである。</p> <p>学校行事での利用も含め集客力のある特別企画展の実施に取り組むべきである。</p> <p>ホームページに子どもたちの関心を喚起する動画を掲載するなど、分かりやすくPR効果の高い広報周知を工夫すべきである。</p>	
		<p>B 見直し</p>

No.	事務事業名	事業実施課
11	ビーチバレーボール大会の開催	観光交流局 スポーツ課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成8年度</p> <p>【概要】 ビーチバレーボールの競技人口の拡大、交流人口の増加を図るため、大会を実施している実行委員会へ補助金を交付する。</p> <p>【対象者】 KYUSHU SUN-CUP実行委員会</p> <p>【具体的な活動内容】 補助金の支出</p>	
評価内容	<p>県外からの参加も多く、スポーツ性だけでなく観光交流との2面性が両立して見込めるなど、必要な事業であるが、参加チーム数、参加者数とも減少しており、広報周知策や運営方法を見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>磯地区の景観や立地を生かしたポスター、ホームページ作成などの広報周知の工夫や新たな鹿児島ならではの企画の実現、関係部署と連携した取組など、主催者と共通理解を図りながら、より効果的な事業推進をすべきである。</p>	<p>B 見直し</p>

No.	事務事業名	事業実施課
12	サンエールフェスタの開催	市民局 男女共同参画推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成12年度</p> <p>【概要】 男女共同参画社会の実現に向けて、広く男女共同参画の意識を醸成するとともに、イベントを通じて市民の情報発信や交流を支援するため、市民と共に考え行動する参画型イベントを開催する。</p> <p>【対象者】 本市に在住、通勤、通学する者</p> <p>【具体的な活動内容】 ・男女共同参画に関する講演会、ワークショップ、映画上映会、女性のための無料法律相談、ブックリサイクルフェア、手づくりひろば作品展示</p>	
評価内容	<p>男女共同参画社会の実現のために必要な事業であるが、参加者数が減少していることから、企画、広報、運営など、早い段階から生涯学習課や参加団体等との情報共有、連携強化に取り組むなど、見直しを行うべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>実行委員会については、生涯学習分野とも連携を図る一方、公募による市民・団体代表者のほか、大学生や専門家を含めた従来と異なるメンバー構成とするなどの検討が必要である。</p> <p>生涯学習分野と共同開催する意義を周知するとともに、男性や若者がより多く参加するよう、大学と連携して取り組むなど工夫が必要である。</p> <p>参加団体相互のプログラム参加や広報の協力など、フェスタ全体を盛り上げるための意識の共有と取組が必要である。</p>	
		<p>B 見直し</p>

No.	事務事業名	事業実施課
13	地域景観掘り起こし事業	建設局 都市景観課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成21年度</p> <p>【概要】 景観形成に対する市民意識の高揚を図るため、良好な景観形成に取り組む市民・団体等を表彰するほか、市民教室の開催、景観アドバイザーの派遣などのソフト事業を実施する。</p> <p>【対象者】 市民、事業者、各種団体</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観アドバイザーの派遣 ・住民主体の景観まちづくり実務経験者を講師とする教室の開催 ・小学生等を対象とした景観まちづくり学習の開催 ・景観写真パネル展の開催 ・景観写真コンテスト(隔年)、景観まちづくり賞(隔年) 	
評価内容	<p>景観アドバイザーの派遣、景観まちづくり学習、景観写真コンテスト等の多彩な取り組みにより、新たな景観資源の発掘や、景観形成に対する市民意識の高揚が図られており、良好な景観の保全形成に必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 継続</p>
改善点等	<p>景観の保全や形成は、長いスパンで意識する必要があることから、「景観まちづくり学習」の対象校の増や、中学校への拡大など、小中学生へのアプローチの強化に努めること。</p> <p>指標について実績値を目標値としており適切ではない。 アンケート調査による満足度を目標値にするなど、改善が必要である。</p>	

【参考資料】

鹿児島市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市の行政改革の推進に資するため、鹿児島市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱案の策定に関すること。
- (2) 行政改革の推進について助言等を行うこと。
- (3) 行政評価の実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 公募に応じた者

3 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、副会長及び委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(評価部会)

第6条 第2条第3号に関する事項を実施するため、委員会に2つの評価部会を置くことができる。

2 評価部会に係る事項については、会長が定める。

(検討委員会)

第7条 委員会の所掌事項に関する具体的な事項について検討させるため、委員会に検討委員会を設けることができる。

2 検討委員会の組織、その他必要な事項については、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局総務部行政管理課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(中 略)

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。